

健 生 発 0930 第 4 号
令 和 7 年 9 月 30 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について」の一部訂正について

令和7年8月29日付け健生発 0829 第3号「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（厚生労働省健康・生活衛生局長通知）の内容について、一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

記

令和7年8月29日付け健生発 0829 第3号「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について」

箇所	訂正後	訂正前
記 第2 改正の内容 1 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の範囲について	「全自動調理機」とは、令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有することとし、当面の間、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品Dの清涼飲料水の4の調理基準及び器具及び容器包装Eの <u>4及び5</u> に示す自動販売機の規格基準を満たすものとする。	「全自動調理機」とは、令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有することとし、当面の間、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品Dの清涼飲料水の4の調理基準及び器具及び容器包装Eの6及び7に示す自動販売機の規格基準を満たすものとする。